

全 員 協 議 会 資 料

令和8年3月19日

1. 名張市市税条例の一部改正について

(市民部)・・・P 2

2. 名張市国民健康保険税条例の一部改正について

(市民部)・・・P 3・4

名張市市税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

地方税法等の一部改正に伴い、現下の経済情勢等を踏まえた軽自動車税の環境性能割の廃止及び固定資産税の賦課に係る免税点の見直しの実施に係る規定を整備するほか、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、関係規定を整備します。
- (2) 固定資産税の賦課に係る免税点を家屋につき30万円（現行：20万円）、償却資産につき180万円（現行：150万円）に改定します。
- (3) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和8年4月1日（一部規定については、令和9年1月1日、同年4月1日、令和10年1月1日又は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日）から施行します。

4. 今後のスケジュール

年度末の地方税法等の改正に合わせて、3月定例議会の会期中に議案を提出する予定です。

名張市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

子ども・子育て支援法等の一部改正により令和8年度から各健康保険の被保険者に子育て支援拡充の財源確保を目的とする支援金の拠出が課せられることに伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の算定に係る規定を加えるとともに、地方税法施行令の一部改正に伴い基礎課税額の限度額及び減額措置の基準についての規定を整備するほか、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 子ども・子育て支援納付金課税額の税率及び課税限度額を次のとおり規定するとともに、低所得者等への減額措置などの規定を整備します。

(年額)

| 項目 | 内容 |
|---------------|---------------------|
| 所得割額 | 基礎控除後の総所得の0.25パーセント |
| 均等割額 | 被保険者1人当たり 1,130円 |
| 平等割額 | 1世帯当たり 723円 |
| 18歳以上被保険者均等割額 | 18歳以上の被保険者1人当たり 54円 |
| 課税限度額 | 1世帯当たり 30,000円 |

※ 18歳未満(18歳に達する年度末まで)の被保険者の均等割額は全額が軽減され、18歳以上の被保険者に18歳以上被保険者均等割額として賦課することとなります。

なお、低所得者への軽減措置は、基礎課税額、後期高齢者支援金分及び介護納付金分と同様に適用します。

また、国の試算による令和8年度における国保加入者1人当たりの子ども・子育て支援納付金課税額の月額平均は250円で、令和9年度は300円、令和10年度は400円と、3年間で段階的に引き上げられる予定です。

- (2) 基礎課税額の限度額を67万円(現行:66万円)に引き上げます。
- (3) 軽減措置の対象となる基準所得額を算定する場合において、被保険者数に乗じる金額を、5割軽減は31万円(現行:30万5,000円)に、2割軽減は57万円(現行:56万円)にそれぞれ引き上げます。
- (4) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

4. 今後のスケジュール

年度末の地方税法等の改正に合わせて、3月定例議会の会期中に議案を提出する予定です。